

# 沖縄県医療・介護等支援パッケージ（介護分野）に関する補助金業務 に係る企画提案公募要領

## 1 業務の目的

本業務は、沖縄県が県内の介護サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対象となる補助金を交付するにあたり、対象となる事業者が可能な限り手続きし易い環境を整備するとともに、申請から実績報告までの一連の業務を円滑かつ効率的に実施することを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 委託業務名 沖縄県医療・介護等支援パッケージ（介護分野）に関する補助金業務委託
- (2) 業務の期間 契約の締結日から令和9年2月28日まで
- (3) 業務の内容 別掲「企画提案仕様書」による。

## 3 見積限度額

101,491,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は企画提案の募集にあたり設定したものであり、受託候補者の決定後、当該受託候補者の企画提案内容を仕様書に反映させたうえで、あらためて見積書を徴取することになるため、実際の契約金額と異なる場合があることに留意すること。

また、国庫補助金決定後、業務内容及び契約額が変更する場合には、沖縄県と受託者で協議を行うこととする。

## 4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする類似業務の受託実績を過去2箇年（令和5年度～令和6年度）の間に2件以上有し、これらの契約を全て誠実に履行した者であること。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。

(6) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

(8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(9) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(10) 労働関係法令を遵守していること。

(11) 沖縄県内に本店、支店、事務所を有する法人であり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。

## 5 スケジュール

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| (1) 企画提案募集開始          | 令和8年2月20日（金）                                     |
| (2) 質問受付締切            | 令和8年3月3日（火）13時必着<br>※ 様式6により電子メールにて受け付ける。（電話は不可） |
| (3) 質問回答              | 令和8年3月4日（水）（予定）<br>※ 公募情報のWebサイトに掲載する。           |
| (4) <u>企画提案書等受付締切</u> | <u>令和8年3月12日（木）15時必着</u>                         |
| (5) 企画提案審査            | 令和8年3月19日（木）（予定）                                 |
| (6) 審査結果通知            | 令和8年4月1日（水）（予定）                                  |
| (7) 契約締結              | 令和8年4月1日（水）（予定）                                  |

## 6 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を作成し、提出期限までに持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、到着確認が可能な手段とし、提出期限内の必着とすること。

書類	様式	備考	提出
企画提案応募申請書	様式1		1部

企画提案書	任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別掲「企画提案仕様書」4の業務内容に関する具体的な提案内容を簡潔明瞭に記入すること</li> <li>・表紙と目次を除いて10頁以内とすること</li> <li>・用紙規格はA4版縦長とすること</li> <li>・モノクロ、カラーは問わない</li> </ul>	7部
業務スケジュール	任意		
業務実施体制	任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各担当者の役割、資格、業務経験等が分かること</li> </ul>	
経費見積書	任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用内訳が分かるよう記載すること</li> </ul>	
会社概要	様式2		
業務実績調書	様式3		
業務責任者の経歴及び実績等調書	様式4		
誓約書	様式5		1部

## 7 企画提案審査

- (1) 企画提案選定委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、優先交渉順位を決定する。
- (2) プrezentation審査は、令和8年3月19日(木)を予定。詳細は後日通知する。
- (3) 審査においては、以下の評価基準により総合的な評価を行う。

審査項目	審査の基準
目的適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的、内容等を理解し、これを実現するための提案となっているか。</li> </ul>
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別掲「企画提案仕様書」4の業務について具体的かつ効果的な業務計画が示されているか。</li> </ul>
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を確実に遂行できる体制、専門的知識を有しているか。</li> <li>・本業務を遂行できると判断される十分な実績を有しているか。</li> </ul>
その他(積算内容等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を遂行するにあたり、見積限度額の範囲内で妥当な積算内容となっているか。</li> <li>・企業として、労働環境の整備、労働福祉の促進、就業支援が必要な者の雇用の促進又は雇用の創出を推進しているか。</li> </ul>

- (4) 審査の結果は、全ての提案者に対して通知する。

## 8 契約

原則として第一位の評価となった者と委託契約を締結する。ただし、業務委託契約に関して必要な事項が合意に至らない場合は、次順位の者を繰り上げて協議を行うものとする。

なお、今回の公募は令和7年度の2月補正予算成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において2月補正予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

## 9 その他

- (1) 企画提案に要した経費については、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 事業の実施に当たっては、県と隨時実施内容を協議して進めていくものとし、提案内容の全ての実施を保証するものではない。
- (6) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。
- (7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### ※沖縄県財務規則第101条第2項

#### (契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
  - (1)契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - (2)契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - (3)契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - (4)法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
  - (5)物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
  - (6)随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
  - (7)国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
  - (8)電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が

認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。

- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

**【お問い合わせ・書類提出先・質問受付メールアドレス】**

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県保健医療介護部高齢者介護課（担当：上原、宮城、山城）

TEL:098-866-2214

E-mail : aa021156@pref.okinawa.lg.jp